

盛岡広域振興局長告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成23年2月15日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

- 1（1） 路線名 盛岡横手線
 - （2） 供用開始の区間 岩手郡雫石町大字南畑第4地割字清水78番1地先から第2地割字田茂木野194番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年2月15日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月15日から同年3月15日まで
- 2（1） 路線名 渋民川又線
 - （2） 供用開始の区間 盛岡市玉山区日戸字鷹高50番33地先から1番5地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成23年2月15日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成23年2月15日から同年3月15日まで